

≪発表記者会：福島県政記者会≫
令和5年10月27日
国土交通省 東北運輸局

福島県郡山市の一般貨物自動車運送事業者に対し 事業の停止命令等を発しました。

令和4年11月7日及び同年12月8日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般貨物自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、貨物自動車運送事業法に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は事業の停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、福島運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 ワタナベ運送 代表取締役 渡辺 陽一
(法人番号：8380001008419)
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池23番地177

営業所：本社営業所
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池23番地177

2. 行政処分等年月日 令和5年10月10日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業の停止処分

令和5年10月27日から令和5年10月29日(3日間)

(2) 事業用自動車の使用停止処分

令和5年10月30日から令和5年11月7日まで(17両×9日)

令和5年10月30日から令和5年11月17日まで(1両×19日)

(3) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

- ①自動車車庫の位置及び収容能力違反
(貨物自動車運送事業法施行規則規則第2条第1項第4号)
- ②乗務時間等基準の遵守違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ③「疾病・疲労等のおそれのある乗務」【健康診断未受診】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- ④点呼の実施義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)
- ⑤点呼の記録義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑥乗務等の記録義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- ⑦運行記録計による記録義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- ⑧運転者台帳の作成義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- ⑨運転者に対する指導及び監督の義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- ⑩運転者に対する指導及び監督の記録義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- ⑪初任運転者に対する指導及び監督の義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- ⑫初任運転者に対する適性診断受診義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

以上

「**問い合わせ先**」

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門
担当：大沼・関根

TEL：024-546-0345 (ガイダンス3)